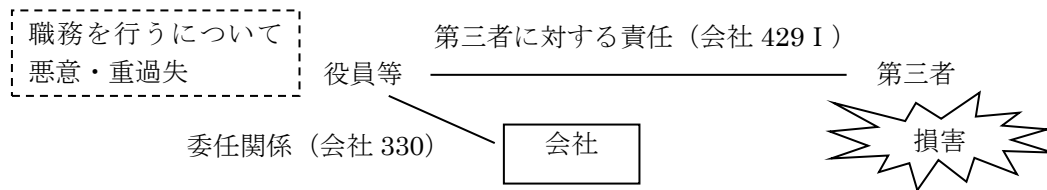


12. 役員等の第三者に対する責任

12-1. 会社法 429 条 1 項の責任

(1) 意義と機能

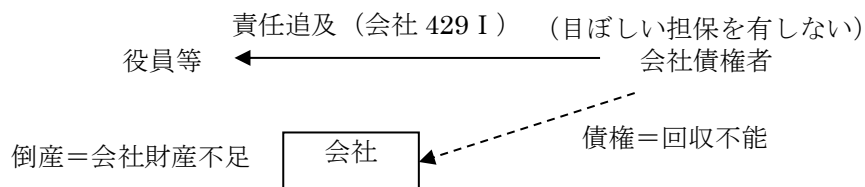


役員等と会社は委任関係（会社 330）→任務懈怠責任（会社 423 I）(8)

⇔役員等と第三者に契約関係なし（本来なら不法行為責任のみ）

→第三者に対する責任（会社 429 I。(2)の最大判昭和 44・11・26 参照）

・小規模な会社の倒産事例



・そうでない事例（従業員の労災など）

(2) 会社法 429 条 1 項の内容

(a) 要件

①職務を行うについて悪意・重過失、②第三者の損害、③因果関係
（責任を追及する側が証明責任）

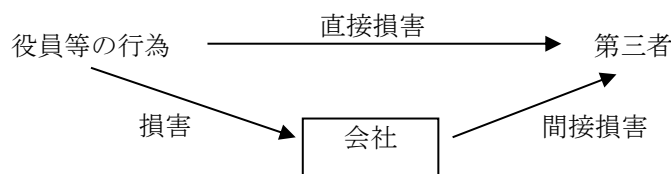
最大判昭 44・11・26 民集 23-11-2150

「法は、株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、しかも株式会社の活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者保護の立場から、取締役において悪意または重大な過失により右義務に違反し、これによつて第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係があるかぎり、会社がこれによつて損害を被つた結果、ひいて第三者に損害を生じた場合であると、直接第三者が損害を被つた場合であることを問うことなく、当該取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責に任ずべきことを規定したのである。」

「取締役の任務懈怠により損害を受けた第三者としては、その任務懈怠につき取締役の悪意または重大な過失を主張し立証しさえすれば、自己に対する加害につき故意または過失のあることを主張し立証するまでもなく、商法二六六条ノ三 [会社 429] の規定により、取締役に對し損害の賠償を求めることができる……。」

・悪意・重過失

・悪意・重過失によつて損害が生じるパターン＝間接損害・直接損害



(b)間接損害

事例 12-a 間接損害 [テキスト Case4-18]

A 会社の代表取締役 Y は、友人が経営する B 会社に対して、A 会社を代表して 5 億円を貸し付けた。しかし、この貸付金の回収見込みがないことを、Y は知っていた。その後、貸付金を回収できなかった A 会社も債務超過に陥った。これによつて、A 会社の取引先である X が A 会社に対して有していた債権が回収不能になった。

*株主は「第三者」？ [テキスト Column4-44]

事例の A 会社の株主が、倒産によつて自分の株式の価値がゼロになったとして、429 I にもとづいて Y の責任を追及できる？

(c)直接損害

事例 12-b 直接損害 [テキスト Case4-19 を一部変更]

A 会社の代表取締役 Y は、代金支払の見込みがないことを知りつつ、A 会社を代表して X から商品を仕入れた。A 会社は程なく倒産し、その代金は支払われなかった。

*直接損害=株主は「第三者」に含まれる

12-2.責任を負う役員等

(1)名目的取締役

名目的取締役→監視義務 (8-2(2)) を負う？

事例 12-c 名目的取締役

A 会社の代表取締役 Y1 は、友人が経営する B 会社に対して、A 会社を代表して 5 億円を貸し付けた。しかし、この貸付金の回収見込みがないことを、Y1 は知っていた。その後、貸付金を回収できなかった A 会社も債務超過に陥った。これによって、A 会社の取引先である X が A 会社に対して有していた債権が回収不能になった。また、Y1 の友人である Y2 は、Y1 の要請で A 会社の取締役に就任していた。Y1・Y2 とも Y2 の取締役としての地位は全くの名目だと考えており、Y2 は A 会社に出社せず、Y1 の監視もしていなかった。

Y1 の責任

Y2=名目的取締役 (最判昭 48・5・22 民集 27-5-655、最判昭 55・3・18 判時 971-101)

⇔その後の下級審裁判例 (因果関係がない etc.)

(2)登記簿上の取締役（「商法総則・商行為法 I」）

事例 12-d 登記簿上の取締役

事例 12-c の A 会社の登記簿上は、Y3 という取締役がいることになっている。しかし、Y3 は、株主総会で取締役として選任されたわけではなく、迷惑をかけないから登記簿上だけ取締役にしたいと Y1 から頼まれて、それを承諾したにすぎない。Y3 は取締役として行為することはなく、Y1 の監視も全くしていなかった。

Y3 = 登記簿上の取締役

株式会社の登記 [テキスト 1 章 3 節 2(2)・2 章 4 節(2)]

登記事項（会社 911Ⅲ）

目的、商号、本店・支店の所在場所、資本金の額、発行可能株式総数、発行済株式総数・種類・種類ごとの数、取締役の氏名、代表取締役の氏名・住所 etc.

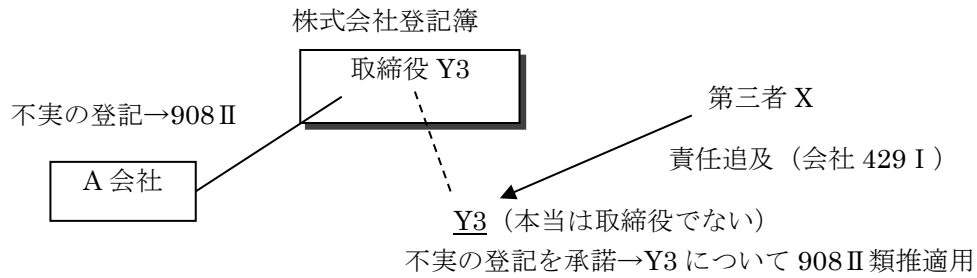
登記所＝法務局（商登 1 の 3）

→登記事項証明書（商登 10）・登記事項の概要を記載した書面（商登 11）の交付請求
登記情報提供サービス <http://www1.touki.or.jp/>

株式会社の登記（会社 911 I・Ⅲ。同Ⅲ⑬＝取締役の氏名）

最判昭 47・6・15 民集 26-5-984

「商法一四條 [会社 908Ⅱ] ……にいう、『不実ノ事項ヲ登記シタル者』とは、当該登記を申請した商人（登記申請権者）をさすものと解すべきことは論旨のいうとおりであるが、その不実の登記事項が株式会社の取締役への就任であり、かつ、その就任の登記につき取締役とされた本人が承諾を与えたのであれば、同人もまた不実の登記の出現に加功したものというべく、したがって、同人に対する関係においても、当該事項の登記を申請した商人に対する関係におけると同様、善意の第三者を保護する必要があるから、同条の規定を類推適用して、取締役として就任の登記をされた当該本人も、同人に故意または過失があるかぎり、当該登記事項の不実なことをもつて善意の第三者に対抗することができないものと解するのを相当とする。」



不実登記の効力 (会社 908 II、商 9 II)

「不実の事項を登記をした者」 = 株式会社 → 登記簿上の取締役に類推適用

Y3 について会社 908 II が類推適用される効果

⇔ その後の下級審裁判例 (取引相手を欺く意図)

(3) 辞任登記未了の取締役 (「商法総則・商行為法 I」)

事例 12-e 辞任登記未了の取締役

事例 12-c の A 会社の登記簿上は、Y4 という取締役がいることになっている。しかし、Y4 は 2 年前に取締役を辞任しており、A 会社が Y4 の取締役辞任登記をしていなかった。Y4 はそれを知り、辞任登記をするよう A 会社に求めていたが、A 会社は辞任登記をせずにいた。

変更登記 (会社 915 I) → 事例では Y4 について辞任登記未了

最判昭和 62・4・16 判時 1248-127

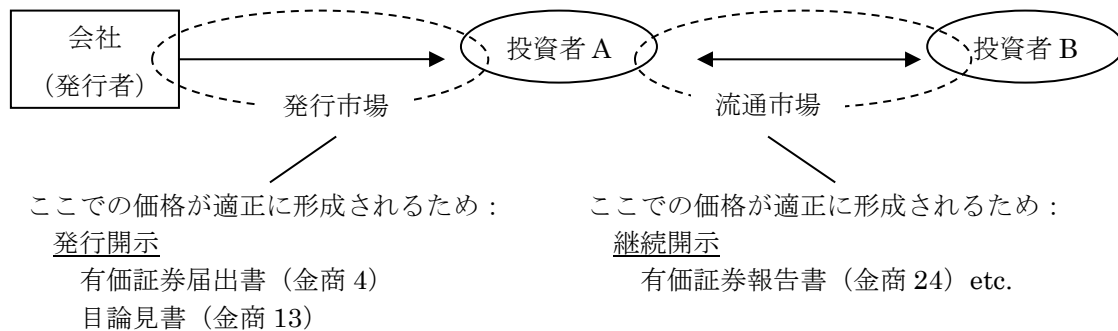
「株式会社の取締役を辞任した者は、辞任したにもかかわらずなお積極的に取締役として対外的又は内部的な行為をあえてした場合を除いては、辞任登記が未了であることによりその者が取締役であると信じて当該株式会社と取引した第三者に対しても、商法……二六六条ノ三第一項前段 [会社 429 I] に基づく損害賠償責任を負わないものというべきである……が、右の取締役を辞任した者が、登記申請権者である当該株式会社の代表者に対し、辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることにつき明示的に承諾を与えていたなどの特段の事情が存在する場合には、右の取締役を辞任した者は、同法一四条 [会社 908 II] の類推適用により、善意の第三者に対して当該株式会社の取締役でないことをもって対抗することができない結果、同法二六六条ノ三第一項前段 [会社 429 I] にいう取締役として所定の責任を免れることはできないものと解するのが相当である。」

12-3.虚偽の開示による責任

(1)虚偽記載等による責任 (会社 429 II) [テキスト 4 章 6 節 6(2)(b)]

虚偽開示の危険→重い責任 (主観的要件・証明責任)

(2)金融商品取引法上の責任 (「会社法 II」「会社法 III」)



EDINET (<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)
 有価証券報告書、有価証券届出書等の金融商品取引法開示書類を閲覧可能
 有価証券報告書の添付書類として定款・株主総会招集通知 (計算書類を含む)

金商法上の開示書類の虚偽記載等による責任 (金商 18 以下)